

## 9. 実現化方策の推進

### 9-1. 活動推進の母体づくり

- 設計士・大工・不動産業の専門家と町屋再生室との連携により「町屋再生普請部会」を発足させ、町屋の活用・再生を技術的側面から支援する。
- 「普請（ふしん）」は、“建築”を意味する。

#### ■ 普請部会の組織体制および事業内容 ■

##### 町屋再生普請（ふしん）部会

###### 【構成】

建築工事協同組合、宅地建物取引業協会、建築設計監理協会から選出された委員で構成

###### 【役員】

会長（1名）、副会長（2名）

###### 【事業内容】

- (1) 町屋の活用・再生を推進するために必要な情報の収集および提供
- (2) 町屋の活用・再生を推進するための人材育成および伝統工法の継承
- (3) 町屋の活用・再生を推進するための普及・啓発活動の企画・実施
- (4) その他、普請部会の目的を達成するために必要な事項

###### 【事務局】

加賀市建設部管理課 町屋再生室



## 9-2. 市民意識の醸成

●大聖寺地区における町屋の再生の意義や、これまでの活動経緯、今後の取り組みについて報告・議論を深めるシンポジウム「大聖寺の町屋再生を考える」を開催し、町屋の活用・再生に向けた市民レベルの機運を高める。

## ■「大聖寺の町屋再生を考える」の概要■

開催日時	平成 18 年 3 月 4 日（土）13：00～16：00
開催場所	蘇梁館（加賀市熊坂町地内）
プログラム	<p><b>基調講演「城下町村上のまちづくり」</b> ～町屋とお人形さまの町おこし～ 吉川真嗣氏</p> <hr/> <p><b>「町屋再生計画」策定報告</b> 大聖寺における町屋の実態 加賀市町屋再生室 町屋の活用・再生に向けた今後の取り組み 町屋再生普請部会</p> <hr/> <p><b>パネルディスカッション「町屋を活かした大聖寺のまちづくり」</b> コーディネーター：馬場先恵子氏／パネリスト：下口進氏、 瀬戸達氏、菅村勉／オブザーバー：吉川真嗣氏</p>
	

## 【参加者からいただいたご意見】

**基調講演に関して（一部抜粋）**

- ・見過ごしてしまう軒下の垂木に美意識を持たれていたことに驚いた。
- ・村上の吉川氏の話は素晴らしかった。
- ・まちづくりには、リーダーと「必ず成功させる」という熱意が必要。
- ・行政ではなく市民が楽しんで計画する大切さ、人々の意識の大切さが必要。
- ・「まちは住む人がつくる」と言う所が良い。
- ・町おこしに信念を持って実行、活躍されていることに感動した。

**大聖寺の町屋再生に関して（一部抜粋）**

- ・古い町屋を所有する又は利用することに公的資金援助を明確にする事柄が必要。
- ・地域の理解と町屋を所有している人自身の町屋に対する自覚が必要。
- ・事業を広めるためにボランティアグループを作り、情報収集・PR できないか。
- ・私の家は古い物ですので、大事にしてそのまま一生かけて守っていきたい。
- ・町屋再生の第一は人の心の再生であると改めて認識した。
- ・自分の街に誇りと自信の持てるような町屋の再生創りに私も懸命に頑張ろうと思う。
- ・この様な行事を継続的に進めてほしい。
- ・よくぞ 90 数年間建ってくれたと愛おしく、今も後生に向けて残していきたい。
- ・大聖寺の町屋再生に協力したくても、部会者以外の参加ができるか。
- ・大聖寺、小松、金沢でネットワークを組んで活動を展開して欲しい。
- ・古きを見つめ直すことの大切さ、あるものを利用して町を盛り上げることの大切さを認識した。

## 9. 実現化方策の推進

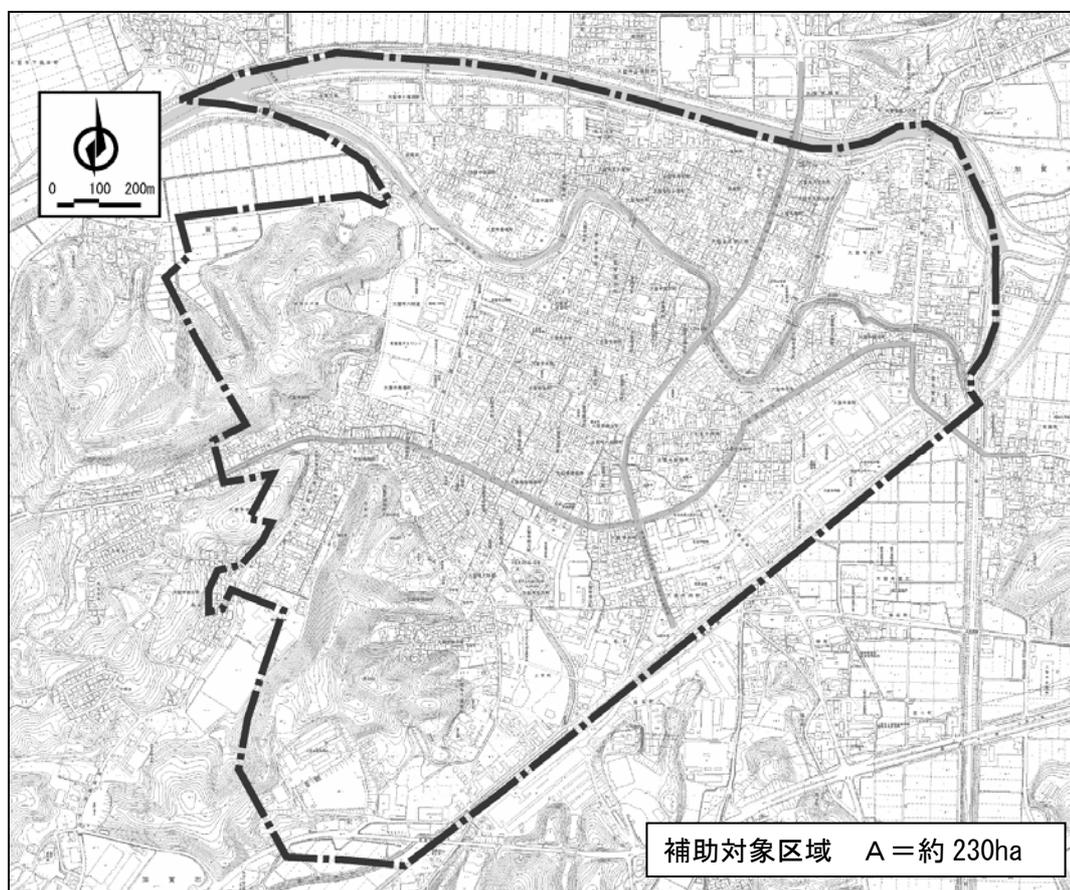
### 9-3. 町屋の再生に向けた支援

●町屋の修繕や整備費用の一部を補助する制度として、(仮称)大聖寺地区町屋再生事業を創設し、町屋の活用・再生に向けた市民の取り組みを支援する(H18.4.1施行予定)。

#### ■補助制度のあらまし■

事業の名称	(仮称)大聖寺地区 町屋再生事業
補助対象区域	本計画における検討対象区域の範囲(約230ha)
補助対象建物	戦前に建てられた建築物で、伝統的建築形態を残すもの

区分	補助内容	補助率	補助限度額
外観の修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等から通常見える範囲の外観を対象とする</li> <li>町屋などの伝統建築形態を維持、回復するための工事で、漆喰等の伝統的な素材を用いたもの</li> </ul>	1/2	150万円
構造の補強	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐力上必要な主要構造部(柱、梁、筋交い、基礎等)の補強工事</li> <li>構造部の維持に必要な防腐・防蟻工事</li> </ul>	1/2	250万円
事業用部分の改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業用部分の改修工事(ギャラリー・作業場・店舗等)</li> <li>賑わいの創出に寄与するもの</li> </ul>	1/2	150万円

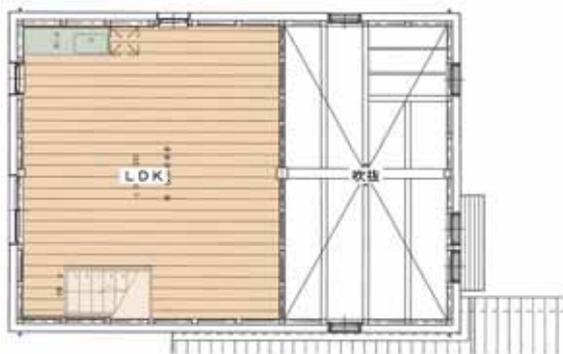


町屋再生事業の活用イメージ（外観の修繕）



町屋再生事業の活用イメージ

(事業用部分の改修、蔵をギャラリー等として活用・再生する場合)



1階平面図



2階平面図

